



At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 151 countries with over 360,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.

PwC Thailand リティナー契約(税務・ 法務顧問契約)のご案内

リティナー契約(税務・法務顧問契約)とは、日常的に発生する諸問題に対して税務・法務の専門家がアドバイスおよびサービスを提供する顧問契約です。

ご契約の皆様には様々な特典をご用意しております。

リティナー契約の特典

- ・ 時間単価の優遇レートのご提供
 - ・ 日本人担当の設置
 - ・ PwCタイ主催のMSV*セミナーへの無料招待（1社1名様）
- *MSV: Maximise Shareholder Value



リティナー契約の概要

1. リティナー契約のサービス内容

タイで事業を行う上で発生する日常の諸問題に対して、税務・法務の専門家がアドバイスおよびサービスを提供いたします。

- ・ 税務・法務の諸問題に関して、電話・打ち合わせ等による口頭でのアドバイスの提供
- ・ 税務・法務に関するオピニオンレターの作成
- ・ 契約書等の社内文書の作成代行及びレビュー
- ・ 商業登記に関するサービス（登記申請書の作成及び申請代行、議事録の作成等）
- ・ 現地スタッフへの法務・税務に関するトレーニングの代行

リティナー契約に含まれていない特別なプロジェクト（移転価格文書化サポート、法人税申告書レビュー、BOI申請等）については別途協議させていただきます。

2. リティナー契約の特典

- ・ 時間単価の優遇レートのご提供
- ・ 日本人担当の設置
- ・ PwCタイ主催のMSV*セミナーへの無料招待（1社1名様）
*MSV: Maximise Shareholder Value

3. 顧問報酬

1) 月額報酬

月額報酬金額は見積もり作業時間に応じて20,000–35,000バーツで設定しますが、1カ月あたりの使用料が月額報酬を超過する場合は、担当専門家の時間レートで追加報酬が発生します。未使用的月額報酬は一定期間累積されます。

2) 優遇レートの適用

ご契約の皆様には、標準時間単価から一定率を割引した優遇レートを提供いたします。（リティナー契約外のプロジェクト等についても優遇レートが適用されることがあります。詳しくは担当者にご相談ください。）

3) ご請求について

月額報酬は毎月のお支払いとなります。追加報酬については3カ月ごとに請求いたします。なお、リティナー契約の報酬額には、VATは含まれておりません。

